

## 【北海道文化振興指針 改正骨子案（たたき台）】

## 北海道文化振興指針～北の文化のみちしるべ～

## はじめに

## 1 文化振興の目標

私たちの郷土―北海道には、縄文文化などの古くからの歴史的な文化や先住のアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在しています。さらに、全国各地から移り住んできた人たちの文化や明治の開拓期におけるアメリカをはじめとする諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。

道内の各地域では、このような北海道独自の文化を生かしながら、個性あふれる文化活動が積極的に行われ、心豊かな活力ある社会の形成に役割を果たしてきました。

近年、文化を資源として活用することにより、地域の活性化を図る動きが注目されており、人口減少が進む中、文化は、地域社会の発展にますます大きな役割を果たすようになって考えられます。

北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことをめざします。

## 2 北海道文化振興指針の位置付け

本指針は、平成6年3月に策定した北海道文化振興条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものです。

また、北海道行政基本条例に基づき道が策定する総合計画を推進するための「特定分野別計画」、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけるとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の一つとしても位置づけています。

## 第1章 基本理念

道は、地域文化の創造と生活文化圏の構築をめざして、次の基本理念に基づき、文化の振興、発信、活用に向けた取組を進めていきます。

## 1 一つひとつのまちを表情豊かにする

それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育んでいきます。

## 2 地域を結び地域と世界をつなぐ

地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育んでいきます。

## 3 自然と共生し伸びやかな文化を育む

自然とともに生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育んでいきます。

## 4 北海道発の文化を広める

北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした北海道発の個性的な地域文化を創造し、広めていきます。

## 5 先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える

先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。

## 第2章 文化行政の基本的な考え方

文化の担い手は、一人ひとりの道民です。

道は、居住する地域や年齢、障がいの有無に関わらず、全ての道民が自主的に、創造・鑑賞などの文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に文化の振興に向けた取組を積極的に進めていきます。

なお、道が行う文化振興の取組は、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など、幅広い分野で、総合的・効果的に進めていきます。

また、道が実施する様々な施策に人間性、地域性、創造性などの文化の視点を取り入れるよう努めていきます。

## 第3章 文化振興施策の推進

道では、平成6年に本指針を策定して以来、全道を舞台に文化の振興に向けた取組を進めてきました。今後は、「メディア芸術」などの新しい分野も対象としながら、引き続き、次の事項を基本に文化振興の取組を進めていきます。

### 《文化振興のための基本的な施策》

- 1 道民の文化活動の促進
- 2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充
- 3 文化活動を担う人材の育成
- 4 文化交流の促進
- 5 文化環境の整備及び充実
- 6 歴史的文化遺産の保存及び活用
- 7 文化性に配慮したまちづくりの推進

### 1 道民の文化活動の促進

道内の各地域では、地域の特色を生かしながら様々な文化活動が行われています。このような道民の文化活動を一層促進していくためには、文化活動の裾野を広げていく必要があることから、道民が自主的に文化活動に参加する機会の充実を図り、参加意欲を高めていきます。

#### 〈施策の方向〉

- 道民の自主的な文化活動の充実を図るため、文化活動を行う団体等に対して支援します。
- 道内の各地域の文化活動を支援、促進するため、専門的な立場からの指導、助言が受けられる機会の充実を図ります。
- 道民の文化活動への意欲を高め、また、文化活動への関心を高めるため、道民が行う文化活動の発表の場の充実を図ります。
- 文化に関する顕彰を行い、その功績を広く発信します。

### 2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充

広大な本道においても、居住する地域に関わらず、すべての道民が、広く文化を享受できるようにしていく必要があります。このため、道内各地域において、道民が多彩な文化に接する機会の充実を図ります。

〈施策の方向〉

- 道内の各地域において芸術鑑賞など道民が広く文化に接する機会の充実を図ります。
- 道内の各地域において芸術鑑賞など、文化に接する機会を提供する団体や文化事業に対して支援します。

### 3 文化活動を担う人材の育成

人口の減少が進む中、地域の文化を継承していくためには、活動の中心となる人材を育成していく必要があります。このため、文化を創造する人材や文化活動を支える人材など、文化活動に意欲を持つ人材育成の取組を進めます。

〈施策の方向〉

- 次代の文化活動を担う子どもたちが、文化に触れ、体験する機会の充実を図ります。
- 青少年や若手芸術家等の創作・発表活動等を支援します。
- 地域の文化活動を支える人たちが、専門的な指導・助言を受けられる機会の充実を図ります。

### 4 文化交流の促進

様々な地域との文化交流は、文化を発展させ、新しい文化を生み出すとともに、地域の文化活動を活性化させます。このため、国内外の地域との文化交流やネットワークづくりを支援します。

〈施策の方向〉

- 国内外の地域との文化交流活動に対して支援します。
- 文化団体や文化施設等が行う、国内外の団体等とのネットワークづくりを支援します。
- 国内・海外を問わず、道外における公演などで北海道の文化を紹介する活動を支援します。
- 国内・海外を問わず、道外から文化団体等を招聘し、道内の文化団体等と交流する活動を支援します。

### 5 文化環境の整備及び充実

道民に優れた文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を継承、創造していくためには、文化環境の充実が必要です。このため、文化施設の機能向上や、文化に関する情報発信を図っていきます。

#### (1) 文化施設の機能向上

道民に優れた文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化を継承し、創造していくため、文化施設の機能向上に努めます。

〈施策の方向〉

- 博物館、美術館、図書館、文書館、文学館といった道立文化施設の機能の向上を図ります。
- 道立文化施設をはじめ、道内の各文化施設の活性化を図るため、施設間のネットワークの形成を推進します。
- 文化施設のバリアフリー化を図るなど、年齢や障がいの有無等に関わらず文化に接することのできる環境整備に努めます。

#### (2) 文化情報の発信

道民の自主的な文化活動に役立つ情報や、本道の魅力など、幅広い文化情報の発信に努めます。

〈施策の方向〉

- 文化施設や生涯学習など、文化活動に役立つ情報を発信します。
- 国や民間企業等が行う、文化活動等への支援に関する情報を収集・提供します。
- 各地域で行われている個性あふれる文化活動の紹介に努めます。
- 北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信します。
- 博物館や美術館における解説について、利用者（外国人）の目線に沿った多言語対応を推進します。

## 6 歴史的文化遺産の保存及び活用

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活習慣などに根ざした文化遺産は、北海道の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎となるものです。これを道民すべての財産として調査、保護、活用などに努め、次の世代に引き継いでいきます。

### （1）歴史的文化遺産の保存・活用

〈施策の方向〉

- 有形・無形文化財や天然記念物などを含む歴史的文化遺産の調査を進めます。
- 歴史的文化遺産の保護と活用を進めます。
- 歴史資料として価値のある文書などを保存利用するため、北海道の歴史を伝える文書などの収集、整理を進めます。
- 歴史的文化遺産を保護する団体等の育成、支援や文化財保護思想の普及に努めます。
- 子どもたちが、北海道の歴史や文化について学ぶ機会の充実を図ります。

### （2）アイヌ文化の保存・継承と活用の促進

〈施策の方向〉

- アイヌ文化の保存と継承のため、調査・研究や伝承事業などを進めます。
- アイヌ文化を広く発信するとともに、文化資源として活用の促進を図ります。

### （3）「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と活用に向けた取組

〈施策の方向〉

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、関係自治体及び民間団体等と連携しながら、道民の機運の醸成に努めます。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力を国内外に発信するとともに、遺産を生かした取組を進めます。

## 7 文化性に配慮したまちづくりの推進

道内には、各地の特色ある文化のほか、歴史的建造物、美しい景観、豊かな自然・みどりなど、私たちが誇ることのできる北海道ならではの様々な文化資源があります。

これらの文化資源を守り、地域の活性化に向けた活用を図っていくため、文化性に配慮したまちづくりを推進します。

### （1）文化資源を生かしたまちづくりの推進

#### 〈施策の方向〉

- 地域の自然、歴史、文化等を核としたまちづくりを支援します。
- 歴史を生かすまちづくりについて市町村との連携・協力を進めます。
- 地域の特性を生かした景観やまちなみづくりを推進します。
- 自然と共生しながら、自然に親しむことのできる環境づくりを進めます。

#### (2) 文化資源を活用した地域の活性化

##### 〈施策の方向〉

- 地域の特性を生かした賑わいづくりなど、文化を活用した地域の活性化を支援します。
- 地域の文化資源を観光資源として活用するための取組を支援します。
- アウトドア、まち歩きなど、自然、文化、歴史とふれあう体験型観光を促進します。
- 道立文化施設を、観光資源として活用を図ります。
- 【再掲】 ○北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信します。
- 【再掲】 ○博物館や美術館における解説について、利用者（外国人）の目線に沿った多言語対応を推進します。

## 第4章 推進体制等

### 1 各主体の役割

「道民が自主的に文化活動に関わることができる環境づくり」を進めていくためには、道民をはじめとする様々な主体が、その役割を果たすことが期待されます。

道は、各主体と連携・協働を図り、必要な支援、調整に努めながら、道内各地域の文化活動の活性化に向けた取組を進めていきます。

#### (1) 道民

創造、継承、鑑賞といった文化活動への自主的な参加や、活動を通じた、地域における文化振興の担い手となることが期待されます。

#### (2) 文化団体

文化活動の裾野の拡大や人材育成等を通じ、地域の文化活動を牽引することが期待されます。

#### (3) 文化施設

地域の文化芸術活動の拠点として、道民が文化に触れる機会の創出や、地域の各主体と協働しながら、地域の文化活動を活性化していくことが、期待されます。

#### (4) 民間団体、企業

自ら行う文化活動や、道民が行う文化活動への支援、文化資源を活用した地域活性化など、団体・企業の特色を生かした文化振興の取組が期待されます。

#### (5) 市町村

自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた文化振興施策を実施することが期待されます。

### 2 北海道文化基金

道民の文化活動への支援をはじめとした北海道における文化の振興を図ることを目的に、民間資金の確保に努め、北海道文化基金に積み立てるものとします。

### 3 進行管理

道の文化振興施策の進捗状況の評価を行うため、別途数値目標を設定し、定期的に、事業成果の評価・検証を実施します。